

奥州市(緊急要望)

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>東北油化(株)の破産手続に伴う死亡牛と動物性残渣処理及び今後の死亡獣畜処理問題について</p> <p>東北油化(株)が破産手続を開始したことにより生じた、事業所内に残された死亡牛と動物性残渣の処理及び今後の死亡獣畜の処理の問題について、周辺住民の生活環境保全及び畜産振興のため、下記のことを要望する。</p> <p>1 事業所の敷地内に残された死亡牛と動物性残渣について、悪臭の発生等が懸念されることから早急に処分すること。</p>	<p>法人及び代表理事に対する産業廃棄物の適正処理に係る措置命令を発出しており、今後も早期の履行を強く求めていきます。</p> <p>なお、死亡牛及び残さの状態の確認については、定期的に振興局職員が事業場に立ち入りしており、事業場からの汚水の流出や悪臭の発散等は認められていませんが、新たな悪臭の発生が起こらないよう、石灰の散布などの応急措置を講じており、今後も引き続き、周辺環境に影響がないか監視を強化していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>
<p>東北油化(株)の破産手続に伴う死亡牛と動物性残渣処理及び今後の死亡獣畜処理問題について</p> <p>東北油化(株)が破産手続を開始したことにより生じた、事業所内に残された死亡牛と動物性残渣の処理及び今後の死亡獣畜の処理の問題について、周辺住民の生活環境保全及び畜産振興のため、下記のことを要望する。</p> <p>2 上記処分について破産管財人に提示し、県の責任において処理すること。</p>	<p>原因者に処理責任があることから、記1の措置命令について破産管財人に対しても説明を行っており、引き続き早期の履行を強く求めていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B</p>

奥州市(緊急要望)

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>東北油化(株)の破産手続に伴う死亡牛と動物性残渣処理及び今後の死亡獣畜処理問題について</p> <p>東北油化(株)が破産手続を開始したことにより生じた、事業所内に残された死亡牛と動物性残渣の処理及び今後の死亡獣畜の処理の問題について、周辺住民の生活環境保全及び畜産振興のため、下記のことを要望する。</p> <p>3 死亡獣畜処理を県外施設で行う間、畜産農家の負担軽減を図るため、畜産関係機関・団体と共同して次の対策を講じること。</p> <p>(1) 死亡獣畜処理に係る係増し経費に対して支援すること。</p> <p>(2) 死亡牛BSE検査採材をこれまで同様県南家畜保健衛生所で行うために必要な施設を整備すること。</p> <p>(3) 死亡獣畜輸送効率化に必要な施設整備を行うこと。</p>	<p>(1) 係増し経費への支援については、10月27日の週に、関係市町村、団体等と実施について協議をする予定です。</p> <p>(2) BSE検査を行うための県の施設として、県南地域に家畜保冷保管施設の整備をできるだけ急ぐ必要があると考えています。</p> <p>(3) 生産者の負担を可能な限り軽減するために、県南地域においても県北地域で設置している一時保管施設の事例を参考に、各地域の関係機関・団体がその必要性等について話し合いを行いながら体制を構築するよう積極的に支援していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B</p>
<p>東北油化(株)の破産手続に伴う死亡牛と動物性残渣処理及び今後の死亡獣畜処理問題について</p> <p>東北油化(株)が破産手続を開始したことにより生じた、事業所内に残された死亡牛と動物性残渣の処理及び今後の死亡獣畜の処理の問題について、周辺住民の生活環境保全及び畜産振興のため、下記のことを要望する。</p> <p>4 死亡獣畜処理が安定的に行えるような環境をつくること。</p>	<p>死亡獣畜処理が恒久的、安定的に行われるよう保管及び輸送処理体制の充実とリスクの分散化に努めていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B</p>